

入札説明書

兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所において一般競争入札（以下「入札」という。）を下記のとおり実施するので、関係法令、企業庁会計規程（昭和 54 年兵庫県企業庁管理規程第 2 号）及び本件調達公告に定めるもののほか、この説明書により説明する。

入札に参加しようとする者はこの説明内容を十分把握し、指示内容に従うこと。

1 公告日 令和 6 年 6 月 21 日（金） <公告内容 別添のとおり>

2 入札に付する事項

- (1) 件名 三田カルチャータウン太陽光発電所機械警備業務
- (2) 履行場所 三田市学園 1 丁目 892 番
- (3) 履行期間 令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで。
- (4) 仕様書及び契約書案文 別添のとおり

3 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、公告に示したとおり、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

なお、入札参加資格の確認は、「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」の受付期間の最終日を基準日とする。

- (1) 物品関係入札参加資格として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に「警備業務」を取扱業務として登録されている者、又は登録されていない者で参加申し込みの期間中に出納局管理課へ申請し、入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

【申請先 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県出納局管理課

Tel 078-341-7711(代)】

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていると共に、調達案件の機械警備業務に必要な届出を都道府県公安委員会に行っている者であること。
- (6) 仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 調達事務担当課

この調達に関する事務については、下記の課が担当する。

〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前 70

兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所 総務課（兵庫県三木庁舎 1 階） 担当 窪田

Tel (0794) 82-8265 Fax (0794) 89-0130

E-mail toshihiro_kubota@pref.hyogo.lg.jp

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所 兵庫県三木庁舎 1 階 総務課事務室

令和 6 年 6 月 21 日（金）から令和 6 年 7 月 1 日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年県条例第 15 号）第 2 条に規定する県の休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

7 入札参加の申し込み

仕様書、説明内容を十分把握し、適正に履行することができると思われる場合には、以下の手続きで入札参加の申し込みをすること。

(1) 提出書類

申込書に次の関係書類をすべて添付して受付期間内に持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便に限る。）により提出すること。

なお、郵送等は受付期間内に必着のこと。

ア 県が物品関係入札参加資格者として登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し。

なお、申込時に「物品関係入札参加資格審査結果通知書」を取得できていない場合は、下記 9 (2) の入札開始日時までに下記(2)の受付場所に提出すること。

イ 前記 3 (5)、3 (6) に掲げる内容を証明するための書類として次のもの。

- ① 都道府県公安委員会が発行する警備業の「認定書（入札参加資格の確認基準日に有効なもの）」の写し。
- ② 三田カルチャータウン太陽光発電所の機械警備に関して、警備業法の規定により公安委員会に届出された基地局及び待機所の名称並びに所在地。また、待機所から三田カルチャータウン太陽光発電所までの走行距離及び所要時間を記載した書面。
- ③ 敷地内にセンサーを設置した太陽光発電施設の機械警備業務委託について、過去 5 年以内に履行期間が 1 年以上の契約実績、かつ、半年以上の履行経験を有することを確認できる書面。
- ④ 直近の会社概要を示した書面（資本金、年間売上額、従業員数等が記載されたもの。直近の決算報告書等。）の写し。

(2) 受付場所

兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所 兵庫県三木庁舎 1 階 総務課

(3) 受付期間

令和 6 年 6 月 21 日 (金) から令和 6 年 7 月 1 日 (月) まで (兵庫県の休日を定める条例 (平成元年県条例第 15 号) 第 2 条に規定する県の休日を除く。)

毎日午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

(4) 入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(3)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、令和 6 年 7 月 4 日 (木) までに入札参加申込者あて「一般競争入札参加資格確認通知書」を電子メール又はファックスで送付する。

については、入札参加申込書に着信を希望するメールアドレス又はファックス番号を必ず記載すること。

ウ 前号により入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、文書 (様式任意) により説明を求めることができる。

① 受付期限 「一般競争入札参加資格確認通知書」に記載する。

② 受付場所 (2)と同じ。

③ その他 文書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(5) 入札者に求められる義務

入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

8 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合には、次により質問書 (別添様式) を提出すること。

なお、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることは認めない。

ア 受付期間

令和 6 年 6 月 21 日 (金) から令和 6 年 6 月 28 日 (金) まで (兵庫県の休日を定める条

例（平成元年県条例第 15 号）第 2 条に規定する県の休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 受付場所

前記 5 と同じ

ウ その他

質問書の提出は原則として持参とするが、申し出によりファックス又は電子メールによる提出も認める。

- (2) 回答書は令和 6 年 7 月 4 日（木）までに、全ての入札参加申込者あて電子メール又はファックスで送付する。なお、送信先は前記 7 (4)イに同じ。

9 入札、開札の場所及び日時

- (1) 場 所 兵庫県三木庁舎 1 階 C 会議室
(2) 日 時 令和 6 年 7 月 12 日（金） 午前 11 時 00 分
(3) 前記 7 (4)イの一般競争入札参加確認通知書の写しを当日持参すること。

10 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。

また、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便に限る。）による入札の場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、中封筒の封皮にそれぞれ「件名」、「初度入札」・「再度入札（2 回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を明記し、前記 7 (4)イの一般競争入札参加確認通知書の写しを同封のうえ、令和 6 年 7 月 11 日（木）午後 5 時までに前記 5 の場所に着くように送付すること。

ただし、入札参加資格の審査時点で、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない者は、開札の日時までに物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

11 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
(2) 入札書は所定の別紙様式によること。
(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 年月日は入札書の提出日とする。

イ 入札書の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

ウ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の氏名の表示があること。なお、この場合にあっては、入札開始前に委任状（別添様式）を入札執行者に提出すること。また、入札当日に代理人の確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証）を持参すること。

- エ 外国業者にあつて押印の必要のあるものについては、署名をもって代えることができる。
- (4) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

- (5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 本件の入札公告（以下「本公告」という。）に示す入札手続き等を十分承知の上入札すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の 100 分の 110）の 100 分の 5 以上の額を、令和 6 年 7 月 10 日（水）正午までに納入すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体及び兵庫県公営企業等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合は、前記 7 に示した入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査を行い、免除の可否を前記 7 (4)イに併せて通知する。

イ 保険会社との間に県（兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて令和 6 年 7 月 10 日（水）午後 5 時まで提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(2) 契約保証金

契約希望金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去 2 年間に国、地方公共団体、兵庫県公営企業及びその他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県（兵庫県企業庁北播磨・臨海建設事務所長）を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

13 開 札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員に立ち合わせて行う。

14 無効とする入札

- (1) 前記3の一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記3に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 一般競争入札参加資格があると確認されたもので、企業庁会計規程（兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することができない。なお、入札書を郵送等した者にあつては、入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

16 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状（別添様式）を入札執行者に提出すること。
- (9) 入札保証金（入札保証金に変わる担保の提供を含む。）の納入を求められた場合、入札保証金が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証

書を提出する場合は、保険期間が令和6年8月1日（木）までであること。

(10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者。

イ 初度の入札において、上記(1)から(7)までの条件に違反し無効となった入札者のうち(1)、(3)又は(4)に違反し無効となった者以外の者。

(11) 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに「落札者が暴力団でないこと等についての誓約書」及び「落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書」を提出すること。

17 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

18 契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和6年8月1日（木）までに契約担当者に提出しなければならない。ただし、この期間は、契約担当者の承諾を得て延長されることがある。また、契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。

(2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこととなった場合は、契約を締結しない。

(6) 翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約にかかる予算の減額又は削減があったときは、契約を解除することがある。

19 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注

者は県に対し全ての責任を負うものとする。

20 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 落札者には、自らが暴力団等でないこと等についての誓約書及び契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書の提出を求める。

なお、契約書にも誓約書と同様の内容について条項及び特記事項を付記する。(契約額が200万円未満の場合を除く。)